

施設管理班の業務

1	施設・設備の点検、対応	2
2	運営で使う部屋などの指定、表示	2
3	生活場所の整理、プライバシー確保	3
4	照明（消灯）	3
5	飲酒・喫煙	4
6	見回り・夜間の当直	4
7	防火対策	5
8	防犯対策	6

プライバシーの保護

業務で知り得た個人情報、避難所運営のためだけに利用し、本人の同意を得た場合を除き、避難所閉鎖後も含め、絶対に口外しないこと。

施設管理班の業務 1	実施 時期	展開期～
施設・設備の点検、対応		
<p>(1) 施設の安全点検</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 避難所となった建物の応急危険度判定を実施していない場合は、応急危険度判定士による応急危険度判定を行う。応急危険度判定士がいない場合は、すみやかに大治町災害対策本部に派遣を要請する。 □ 応急危険度判定や設備点検の結果、危険と判定した場所への立ち入りを禁止し、出入口をロープで封鎖し、「立入禁止」の張り紙などで表示して進入できないようにする。 <p>(2) 設備の確認、修繕依頼</p> <ul style="list-style-type: none"> □ マニュアル本編(p.10)を参考に、ガスや電気、水道、電話、放送、トイレなど設備の状況について点検する。 □ 修繕が必要な場合は、施設管理者と相談した上で、行政担当者（いない場合は総務班）を通じて、大治町災害対策本部に修繕を依頼する。 □ 発電機や照明機器、通信手段など資機材の調達が必要な場合は、食料・物資班に依頼する。 		

施設管理班の業務 2	実施 時期	展開期～
運営で使う部屋などの指定、表示		
<ul style="list-style-type: none"> □ 総務班や要配慮者支援班、食料・物資班と連携し、マニュアル本編(p.10～12)や避難所運営のために必要な部屋・場所(資料集 p.12～)を参考に、施設管理者と協議の上、立入禁止にすべき場所、避難所運営で使う場所などを指定する。 □ 立入禁止とした場所や避難所運営のために使用する場所は、出入口に張り紙などして明確に表示する。 		

施設管理班の業務 3	実施 時期	展開期～
生活場所の整理、プライバシー確保		
<p>(1) 通路の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 避難所利用者が生活する場所には、通路を設ける。 <p>＜通路を設ける際の注意＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主な通路は、車いすも通行できるよう幅 130cm 以上確保する。 ・各世帯の区画が必ず 1 箇所は通路に面するようにする。 <p>(2) プライバシーの確保</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 避難所利用者が生活する場所には、原則、避難所利用者以外立ち入らないようにする。 □ 避難所利用者からプライバシーの確保などの要望があった場合は、敷物や段ボールなどのパネルで仕切り、各世帯の境界を明確にできるようにする。 		

施設管理班の業務 4	実施 時期	展開期～
照明(消灯)		
<ul style="list-style-type: none"> □ 避難所利用者の生活場所などの消灯時間を決め、避難所でのルール(様式集 p. 4～)に記載し、情報掲示板へ掲示する。 □ 消灯時間になったら、避難所利用者が生活する場所は照明をおとす。 □ 安全や防犯対策のため、廊下やトイレ、避難所運営に必要な部屋などは消灯時間後も点灯したままとする。 □ 屋外に設置した災害用トイレなど、夜間照明が必要な場所に非常用電源などによる照明を設置する。 		

施設管理班の業務 5	実施 時期	展開期～
飲酒・喫煙		
<ul style="list-style-type: none"> □ 避難所での飲酒や喫煙のルールを決め 避難所でのルール(様式集 p. 4～) に記載し、情報掲示板へ掲示する。 □ ルールに基づいた喫煙・飲酒を徹底するよう避難所利用者に伝える。 <p>(1) 喫煙</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 施設管理者と協議の上、屋外に喫煙場所を設置する。(避難所内は防火対策のため火気厳禁のため。) □ 受動喫煙を防ぐため、喫煙場所は、避難所利用者が生活する場所から離れた場所に設置する。 □ 喫煙場所には、灰皿、消火用水バケツを設置し、吸い殻の処理や清掃は、喫煙者自身に行ってもらおう。 <p>(2) 飲酒</p> <ul style="list-style-type: none"> □ トラブル防止のため、飲酒を控えるよう呼びかける。 		

施設管理班の業務 6	実施 時期	展開期～
見回り・夜間の当直		
<p>(1) 見回り</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 避難所敷地内にある危険な場所や死角になる場所などを確認しておく。 □ 女性や子どもに対する暴力防止や、避難所内の不審者排除のため、昼間・夜間に2人1組で避難所内外の見回りを行う。とくに、危険な場所や死角になる場所は定期的に警備する。 □ 見回りの際は、腕章やビブス（ゼッケン）などを着用する。 □ 避難所利用者の配置の変更などに合わせて、見回り場所の見直しを行う。 □ 緊急自動車の通行のための道路、駐車場所に駐車している車両がある場合は、移動を促す。 <p>(2) 夜間の当直</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 各運営班と協力し、夜間当直体制を組む。 □ 当直者は、各運営班の班員による交代制とし、避難所運営本部室などで仮眠をとる。 		

施設管理班の業務 7	実施 時期	展開期～
防火対策		
<ul style="list-style-type: none"> □ 建物内は原則、火気厳禁・禁煙とする。 □ 火気を取り扱う場所には、必ず消火器と消火用バケツを設置する。 □ 部屋ごとに火元責任者を定める。 □ 冬季の暖房は、館内暖房設備を優先して使用する。 □ 電力が復旧していない場合などに、建物内で石油ストーブなどの暖房器具を使用する場合は、火災防止のため十分注意を払うよう避難所利用者の事情に配慮した広報の例(資料集 p. 10)を参考に、避難所でのルール(様式集 p. 4～)などを用いて、避難所利用者全員に伝える。 □ 当番を決めて、避難所の火災予防のための自主検査表(様式集 p. 36)に基づき毎日検査をする。 		

施設管理班の業務 8	実施 時期	展開期～
防犯対策		
<p>□ 多くの人が入り出る避難所の出入口付近に総合受付を設け、総務班などの受付担当者が外来者を確認できる体制をとる。</p> <p>□ 夜間、避難所の出入口となる扉や1階部分の窓は原則施錠する。ただし、避難所運営本部室に近い扉を1箇所だけ開けておき、当直者が、夜間に入り出る人を確認できる体制をとる。</p> <p>□ 避難所内でトラブルが発生したときは、避難所利用者の組長など避難所施設で周囲から信頼の置かれている人物の助けを借り、すみやかに対応する。</p> <p><トラブル発生時の注意></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自分から声をかける。 ・相手の言い分をよく聞く。 ・あくまでも冷静、論理的に説明する。 ・できること、できないことを明確にする。 ・納得するまで説明する。 <p>□ 避難所内での盗難や、女性や子どもなどへの暴力、性的暴力などの犯罪防止のため、避難所利用者の事情に配慮した広報の例(資料集 p. 10)を参考に、避難所利用者全員に注意喚起を行う。とくに、女性や子どもへの暴力・性暴力防止については、要配慮者支援班と連携して取り組むこと。</p> <p><犯罪防止のための注意喚起></p> <ul style="list-style-type: none"> ・人目のないところやトイレには一人で行かない。 ・明るい時間帯に行動する。 ・移動する際はまわりの人に声を掛け合う。 など <p>□ 必要に応じて、管轄の警察署に女性警察官の巡回を依頼する。</p> <p>□ 警察署から不審者情報を入手したら、連絡・情報班と連携し避難所利用者の事情に配慮した広報の例(資料集 p. 10)を参考に、避難所利用者全員に知らせる。</p>		